記にも載之、且喜山紫山殿の印有之候條、可爲名物候か。元 野藤四郎・富田郷等不可枚擧。漢の富士茄子御茶入は、太閤 候處、自台德公徴妙公御婚禮の節、御拜領被成候。此外平 上候。被仰出候は其儀尤御覺被成候。空印より被進候は、雌 て御合せ候處、表具迄も符合に付、則空印より被進候旨言 やの旨御尋有之候。兵部云。件の繪の事は世間流布の名物 より高德公御拜領也。牧溪の鷄の畵、爲名物の旨其證有之 茶被下候。其節件の雌の方を被爲掛候由、言上有之候處、 は最早及老年候間、遺物と被思召候様にと有之、其上にて 右の通り符合に付、 然共本多安房申候は、右空印老より参候は雄にて御座候。 可申上旨にて相尋候處、奥村伊豫并兵部は如御諚覺え申候。 に御辭退良久しく有之由。 の様に被思召候。此時微妙公よりは空印老へ可被遣旨、互 其節御茶の手前は何れにて候や、 候處、相伴は安房と津田先々玄蕃エ忠にて御座候。中村久越 幅は酒井讃岐守殿空印御所持の處、或時空印御持参候 其より以前於小松葭島御掛作、 御兩所相共に御辭退の所、空印被仰候 此旨申聞候處、 且相伴は誰にて候や御尋 年寄中へも相尋 金森宗和へ御

> 遺候由。 馳走可仕旨被仰出、挨拶に罷出有之候。御茶は宗和手前御 其日御同道可有やの旨、小堀孫兵衞を以て空印老より被仰 時代慥に覺え不申候。大様被仰出候御年齡と率存候旨。其 空印より御懸物進上の時代は、 所望被遊、微妙公も御出座被遊、御茶も被召上候由言上す。 儀迄は覺え候得共、時代はしかと覺え不申候由言上也。 處に、舟越伊豫守殿御座候故、 立と仕候處、微妙公不苦儀に候。慮外可仕旨被仰付時宜の 美濃守殿御出、 印老、御盃被下候節、御盃を持ち御勝手へ退可申と仕候處、 日稻葉美濃守殿も御出に候。是は御庭御見物有之度候由。 に候やと思召候旨被仰出候處、 いまだ御老中不被仰付以前にて候。 安房盃御乞被成候に付拜伏いたし、猶可能 伊豫守迄相渡候由。 尤大火事以前にて御座候。 大火事以前にて御十三歳頃 扨又安房へ空 か様の

一、七月十六日、野田山父祖の墓所へ詣でム一詠

露わけて消にし玉の跡とへば思ひみだるゝ野邊の下草

、印判の認方

御領國高辻帳出來、本多安房·前田 佐渡·奥村壹岐· 奥村伊 豫連判に加印、宛所は本多淡路守殿・牧野因幡守殿也。 日付

古案等には、印判有之證無之候由被仰出候由。 の下、或は左の方也。右の肩に押儀は終に無之候。本朝の 中皆此通りの旨也。御疑は中華の印を押候所は、或は稱號 師申通りに仕候。因玆右の所に被押候。江府老中・寺社奉行 此說雖不足御信用、 時押花之下に押者も有之候。是は不可然旨承候旨言上す。 處、久保故吉右衞門三被申候は、押花の右の肩宜敷旨也。當 機目にも御印也。 は七月廿七日 也。 御押花の上印章の所、 右目錄月日の下に御名井御書判・御印章、 高辻帳に旣に安房以下判印、皆以て土 土師正庸へ御尋の

、卯辰八幡宮奉納和歌

八月十五日、 卯辰山八幡宮法樂和歌三首奉納之

昌

興

社頭月

秋にすむ月かげ清き石清水神の光もうつりますらめ

湖上雁

夕霧のたてる堅田の浦つたふかりがね寒きにほの海づら

旅宿碰

草枕むすぶゆめ路にちか ムりし故郷とほくうつ擣衣かな

> 淋しさに哀れもいとゞ増りけり一人ぞ月は見るべかり鬼 に依。風氣、不、至。回章の端三首の古歌を書て贈れり。 今宵清光滿、空。寄,書丹直清、招、之。蓋爲、賞、月也。 初夜以後浮雲隱,月依,之詠 然る

木の間さへ障ると月に厭ひしを山の端つらき夜半の浮雲 又屢晴ければ

今宵猶あれにし程もしられけりいたまもりくる月の光に をしまる」秋の名におふ月影に小夜も半の鐘ひどくなり うき雲を月にかけじとあらしふく山の端きよき秋の半空 待えつる秋の半にすむつきのひかりにさはる雲霧もなし さやかなる今宵の月を簾の外に獨のこして誰かねなまし 今宵なほ月の光のますかどみうつる昔もくまなかりけ しのばる」小倉の山に応しめて哀れ今宵の月を見てまし 宵の間は雲より雲に移りしがふけ行く空に月のさやけき いかにして書もとどめむ此ごろの年に稀なる月の光りを すみのぼる月にとはまし雲拂ふ風も今夜の名をや惜む b

一、金匱異書等の目錄

表御納戸奉行へ御預置の、 金匱異書魔輸及本朝の名蹟等、定家・文